

○内閣府
財務省 令第 号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、預金保険法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

財務大臣 麻生 太郎

預金保険法施行規則の一部を改正する命令

預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二項及び第三項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。